

【件名】地域包括ケアシステムの課題と今後の方向性について

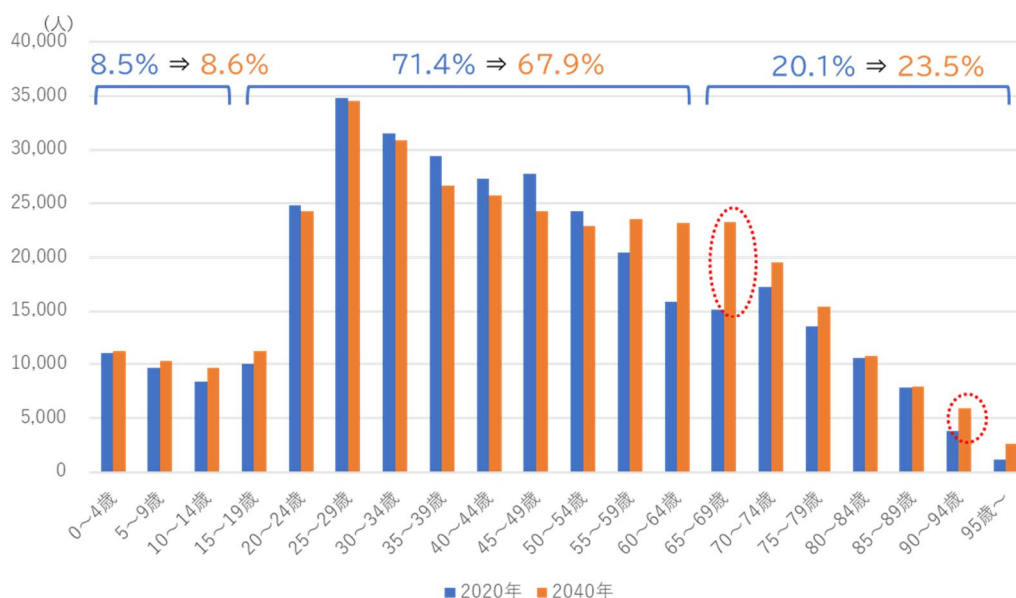
【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を推進してきたところであり、平成29年3月に「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」を、令和4年3月に「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」を策定、また、中野区基本計画における重点プロジェクトの一つに「地域包括ケア体制の実現」を掲げ、行政及び関係団体等が一体となって地域包括ケアシステムに資する取組を進めてきた。今後は団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、さらなる取組を進めていく必要があり、現在の課題と今後の方向性についての考え方を整理したので報告する。

1 2040年の人口推計

2020年と2040年の中野区における人口ピラミッド(図1)を見ると、増減率が最も高いのは95歳以上で125.6%増だが、次いで多いのは90～94歳で56.5%増、その次が65～69歳で53.8%増であり、団塊世代及び団塊ジュニア世代の人口ボリュームの影響が見えてくる。

図1 2020年人口・2040年推計人口



2020年：国勢調査 2040年：国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口

この結果、高齢化率は、2020年20.1%に対し、2040年は23.5%になることが見込まれており、介護保険制度だけでなく、地域福祉や健康づくりなど関連する施策の充実が求められている。

2 区における地域包括ケアシステムの現状と課題

地域包括ケアシステムの構築は、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、関係機関等の連携・協働を図ることが重要である。令和6年度は今後の体制構築に向け、以下のとおり会議体を設置している。

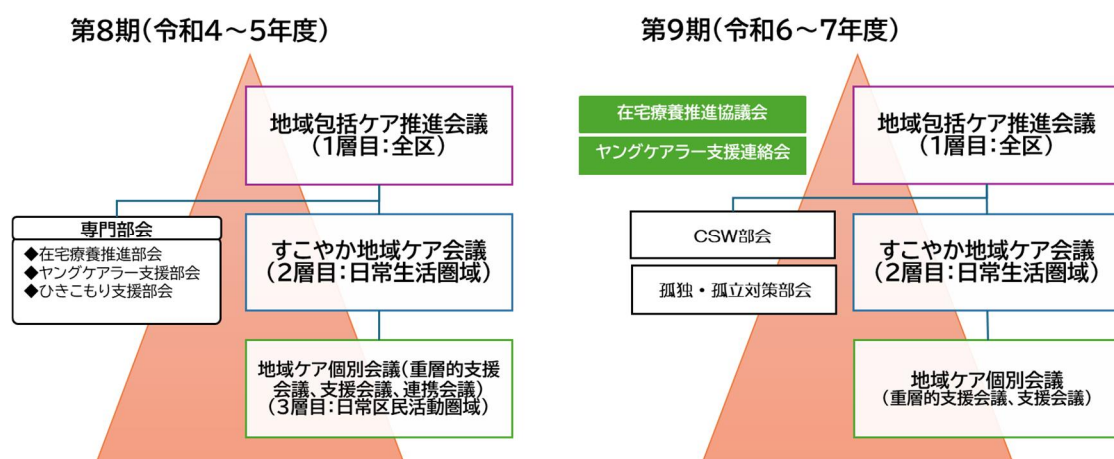
(1) 地域ケア会議

三層構造となる地域ケア会議は、令和6年度から7年度は第9期となり、区全体の課題を協議する「地域包括ケア推進会議」では、全体会のほかにコミュニティソーシャルワーク(以下、「CSW」という。)部会、孤独・孤立対策部会を設置した(図2)。

CSW部会は、相談支援につながりにくいケースへの対応強化が課題となっており、個別支援と地域づくりを一体的に展開するコミュニティソーシャルワークの必要性が議論されている。また、孤独・孤立対策部会は、「望まない孤独」や「社会的孤立」の状態にある人への相談支援体制づくりが課題であり、様々な団体等を巻き込んでいくプラットフォームの構築に向けた取組として進めている。

日常生活圏域ごとに設置されているすこやか地域ケア会議は、地域住民や民生児童委員、保護司、医療関係者、社会福祉協議会などの委員によって構成されており、地域ケア力の向上や社会的孤立の解消に向け、さらなるネットワークづくりを進めるため、運営の工夫を行っている。また地域ケア個別会議は、要支援者の対応を関係者間で共有し、多機関協働を図る場として随時開催している。

図2 地域ケア会議体系図



(2) その他の会議

第8期で設置したひきこもり支援部会は孤独・孤立対策部会に組み込むこととし、在宅療養推進部会及びヤングケアラー支援部会は、地域ケア会議とは別枠の会議体として設置することとした(図2)。

在宅療養推進については、医療・介護連携を柱とした取組であるが、在宅療養推進や認知症施策のほか、口腔ケア、摂食・えん下支援、がん・難病対策、ケアラー支援など課題が多岐にわた

っており、今年度中に(仮称)在宅療養推進協議会を設置し、テーマごとの検討を進めていく予定である。また、令和元年にはなかのメディケアネットを設置し、区のほか医療・介護関係者によるICTを活用した情報連携を行ってきた。

ヤングケアラー支援については、ヤングケアラーコーディネーターやスクールソーシャルワーカー、次世代育成委員、民生児童委員などを委員とするヤングケアラー支援連絡会を令和6年10月に設置し、情報共有と連携強化を図っている。

2 今後の方向性

(1)重層的支援体制整備事業による制度運用

区は、誰一人取り残さず相談支援、サービス等を適確につなぎ、本人・世帯の生活を伴走的に支えていくための体制を強化するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの視点から、重層的支援体制の構築を進めている(別紙表1のとおり)。

区ではこの間、全世代を対象ととらえ、介護保険制度を軸とした地域包括ケアシステムの枠組で取り組んできたところであるが、課題が複雑化・複合化する中、重層的支援体制整備事業による制度運用が必要であり、重層的支援体制整備事業計画の策定も視野に入れながら検討していく。

(2)孤独・孤立対策の推進

令和6年4月、孤独・孤立対策推進法が施行され、「地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める」こととされている。

区では今年度、内閣府の「孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業」の取組団体として採択され、現在は、孤独・孤立対策部会において、当事者個人の尊厳が守られる多様性に寛容な地域社会に向け、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム整備や支援方策の検討を進めている。また、様々な団体等を巻き込んでいく観点から、令和6年1月から開始した地域包括ケア推進パートナーシップ協定による民間事業者の参加協力を得ている。

(3)スマートウェルネスシティとの関係性

区では、だれもが健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を送る地域社会をつくる、というスマートウェルネスシティ(SWC)の理念を踏まえ、区民の健康度と幸福度を高める施策を展開するとともに、居心地が良く歩きたくなるまち(ウォーカブルシティ)を目指している。

こうしたスマートウェルネスシティの考え方は、健康づくりや予防の観点から区民の行動変容を促すための事業やまちづくりを施策横断的にパッケージ化したものであり、地域共生社会を目標とした地域包括ケアシステムとの共通点はあるものの、施策体系の整理が必要である。

(4)これからの地域包括ケアシステム

2025年を迎え後期高齢者の人口割合が高まり、2040年には高齢者のほぼ7人に1人が認知症に、MCI(軽度認知障害)と合わせると3人に1人が認知機能低下になると言われている。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれており、日々の見守りとともに人生の終わりを見据えた支援体制の構築が必要である。

地域包括ケアシステムは、主に高齢者を対象とした住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みとしての位置付けを明確にし、関係機関の連携・協働、地域の見守りや伴走支援を強化するとともに、重層的支援体制整備事業、孤独・孤立対策、スマートウェルネスシティといった関連する施策との連動を進めていく。